

報道関係者各位

令和6年3月27日

屋外での火の取り扱いの注意喚起の実施 ～市民への火災予防広報(注意喚起)の実施について～

市内で3月に入り「河川敷」や「田畑」での火災が連続して発生しています。
例年、空気が乾燥するこの時期は、たき火等による火災が発生していることから、屋外での火の取り扱いについて、市民に対し火災予防広報(注意喚起)を実施します。

1 火災の発生状況

- ① 3月15日 田中町地内(河川敷)
- ② 3月16日 小倉地内(田畑)

(参考) 令和5年中たき火等の延焼による火災件数: 3件 (内3~4月: 2件)

令和4年中たき火等の延焼による火災件数: 7件 (内3~4月: 4件)

2 注意喚起の実施方法

- (1) まいづるメール配信サービス
- (2) 防災行政無線
- (3) 消防ホームページ
- (4) 報道機関への情報提供



3 たき火等に対する注意喚起の内容

ゴミなどを屋外で焼却する「野焼き・たき火」は法律で原則禁止されております。

空気が乾燥した時期にたき火等を行う際、強風にあおられて周囲の可燃物に延焼し火災につながったり、消火が不十分であったため再び燃え出して火災となるおそれがあるため、次の点にご注意ください。

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ・ 強風時及び乾燥時には、たき火をしないこと。
- ・ たき火等の火気の使用中はその場所を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・ たばこは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- ・ 火遊びはしないこと。



SDGs 未来都市

舞鶴市消防本部予防課(担当: 安久、國屋)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1191、FAX: 0773-64-5520

E-mail: yobou@city.maizuru.lg.jp